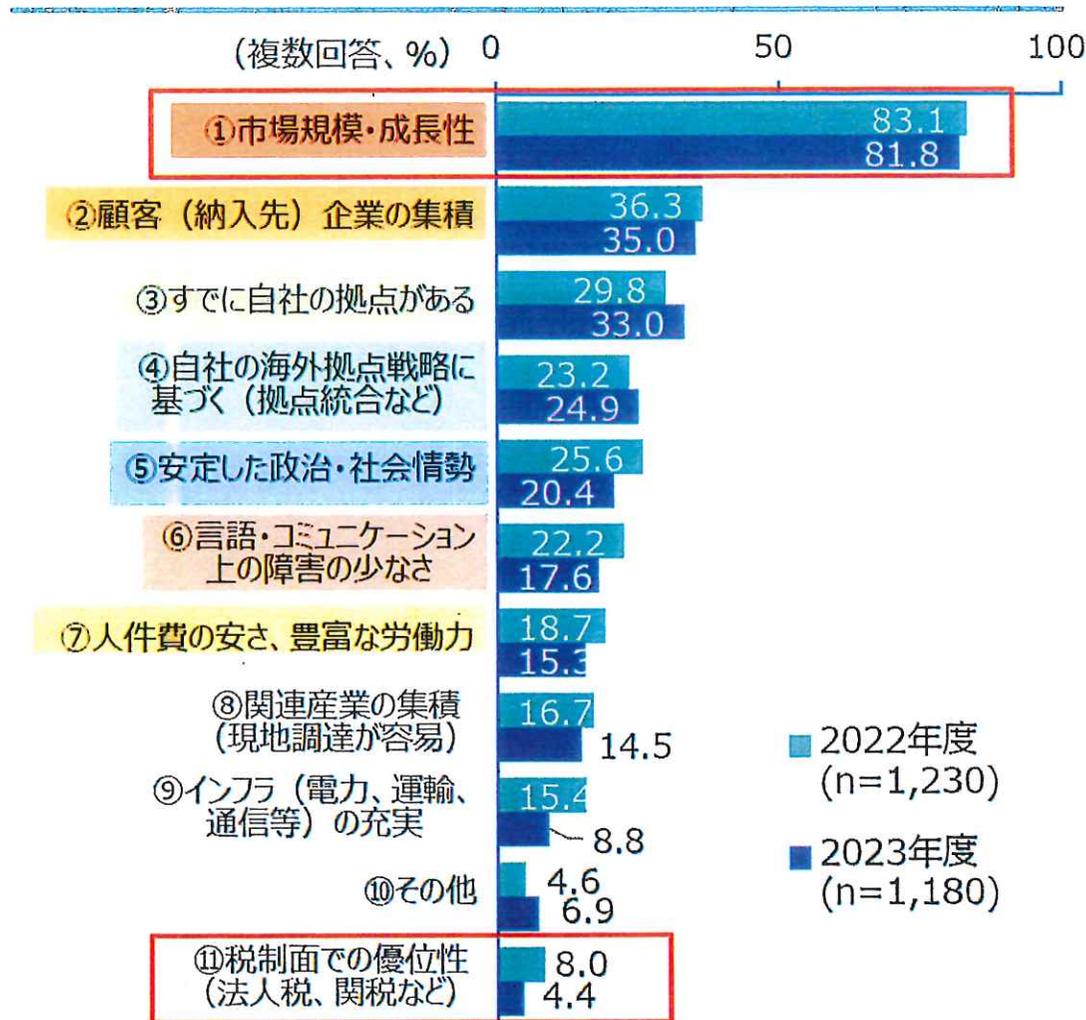


日本企業の「事業拡大先の選択理由」に関するアンケート（2023年度）

- 日本企業の今後の事業拡大先の選択理由は、81.8%が「市場規模・成長性」と前年に続き最大。他方、「税制面での優位性」を今後の事業拡大先の選択理由に挙げた企業は4.4%。

事業拡大先の選択理由（全体）



(注) ① nは「現在、海外に拠点があり、今後さらに拡大を図る」、「現在、海外に拠点はないが、今後新たに進出したい」と回答し、かつ事業拡大先（最大3つ）につき回答した企業数
出所：JETRO「2023年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（2024年3月）」

高齢者医療における患者自己負担の在り方②

- 老人医療費無償化以降、一定の見直しは進められてきたものの、高齢者の患者自己負担は依然として1割または2割負担が大多数を占めている。患者自己負担割合（＝医療保険の給付率）が、負担能力の差を超えて年齢によって異なる現状は、「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」という構造の象徴と言える。
- なお、高齢者は、外来受診回数が多く、1人あたり医療費も大きいにもかかわらず、低額な外来特例もあって、実際の自己負担額は低く抑えられている。例えば、70歳以上の自己負担は、医療費の低い現役世代と比べ「割合」が大きく低下し、65～69歳との比較では「実額」でも下回る状況。

◆高齢者の患者自己負担割合見直しの経緯

(出所) 厚生労働省「第197回医療保険部会資料」を基に財務省において作成。

年度	見直し内容
1973年	老人医療費の無料化
1983・1984年	高齢者の患者自己負担の導入 (老人保健制度・退職者医療制度 (各医療保険制度の共同事業))
2001年	定率1割負担の導入
2002年～2007年	対象年齢の引上げ (70歳→75歳) 現役並所得者の負担割合の引上げ (2002年2割、2006年3割)
2008年	後期高齢者医療制度・前期高齢者財政調整の創設
2014年	70～74歳の患者自己負担を、新たに70歳になる方から2割負担へ
2022年	75歳以上 (後期高齢者) の一定以上所得者について2割負担を導入

◆後期高齢者 (75歳以上) の自己負担の割合・金額について (2023年)

※70～74歳の高齢者は、原則2割負担 (現役並み所得の場合3割) であり、後期高齢者と同様に外来特例の対象となっている。

区分/判定基準	負担割合	高額療養費の上限額 (世帯ごと)	
		高収入者	低収入者
約142万人 (約7%) 現役並み所得 (課税所得145万円以上)	3割	収入に応じて月80,100～252,600円 + 1% <多数回該当: 44,400円～140,100円>	月18,000円/年14.4万円
約388万人 (約20%) 一定以上所得 (課税所得28万円以上)	2割	月57,600円 <多数回該当: 44,400円>	月18,000円/年14.4万円
約601万人 (約31%) 一般 (課税所得28万円未満)	1割	月24,600円	月18,000円/年14.4万円
約505万人 (約26%) 低所得Ⅱ (世帯全員が住民税非課税 (年収約80万円超))			
約306万人 (16%) 低所得Ⅰ (世帯全員が住民税非課税 (年収約80万円未満))			
		月8,000円	

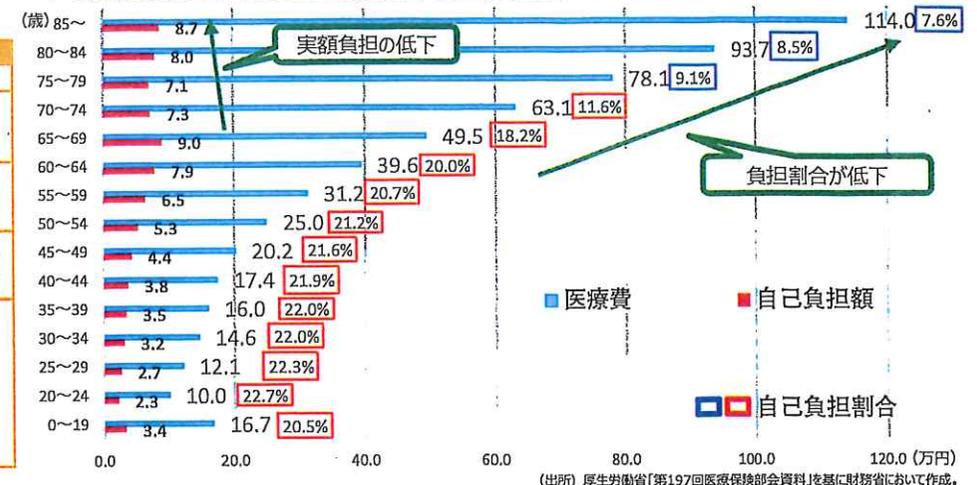
(出所) 厚生労働省「第201回医療保険部会資料」を基に財務省において作成。

◆年齢階級別外来受診回数



(出所) 厚生労働省「第197回医療保険部会資料」。

◆年齢階級別1人あたり医療費及び自己負担額



(出所) 厚生労働省「第197回医療保険部会資料」を基に財務省において作成。

【改革の方向性】(案)

- 年齢による自己負担割合の不公平を是正するため、70歳以上の患者自己負担割合を現役世代と同様に3割とすべきであり、その実現に向けた具体的な道筋を明確に示すべき。

診療所の院長給与(医療法人)

- ・財務省は令和4年度の院長給与の平均値(2,653万円)を示しているが、実際には中央値でみると2,160万円と平均値よりも約500万円低く、さらに最頻値は1000万円～1500万円であり平均値の半分程度であった。分布に偏りがあることを踏まえ、実態を正確に把握するためには、平均値ではなく中央値と最頻値を重視するべきである。
- ・院長は、診療だけでなく経営上の全責任を負っており、仮に経営が困窮した場合には、連帯保証人として個人財産を投入してでも返済に対応する責任がある。特に小規模の医療機関では、院長は、医療安全の確保から、人材の確保、人事・労務、福利厚生、広報、設備の修繕・更新にいたるまで、院内のあらゆることに対応している。

